

「食」の自立支援事業

＜対象者＞

栄養改善が必要な者のうち、下記のいずれにも該当する者。

- ①中津市内に住所を有する高齢者（65歳以上）であること。
- ②一人暮らしまたは高齢者のみの世帯である者。

＜概要＞

高齢者のみの世帯に配食（お弁当の配達）を行う事で、食生活の改善と安否確認を行います。安否確認を兼ねておりますので、原則手渡しでの受け取りをお願いしています。配達時に安否確認ができなかった場合は、緊急連絡先になっている方やその他関わりのある方（※）に安否確認のご協力をいただいております。

※ 介護保険事業所（地域包括支援センター・居宅介護支援事業所・サービス事業所）
社会福祉協議会、民生委員など

＜利用回数＞

月曜日～金曜日の昼食又は夕食を1日1回、最大週3回まで

ただし、ひとり暮らし高齢者愛の訪問事業「ヤクルト」や、介護保険サービス（通所・訪問）を利用している場合は、曜日や回数の制限があります。

＜負担金額＞

- 1食500円

※低所得者世帯の場合は1食300円

低所得者世帯とは、非課税世帯で世帯全員の年金収入額及び合計所得金額の合計が80万9000円以下の世帯、もしくは、生活保護世帯。

＜配達事業所＞

対象者のお住まいになっている校区により、配達する事業所が決まっています。

配達地域	配達事業所
南部・北部・豊田	NPO 法人ぴいあ
沖代・小楠・如水・和田 鶴居・大幡・三保・今津	宅配・介護のあいあい、株式会社くらや、宅配クック123、イート トゥゲザー、ワタミの宅食、
三光	宅配・介護のあいあい、株式会社くらや、宅配クック123、イート トゥゲザー
本耶馬溪	宅配・介護のあいあい、宅配クック123、イート トゥゲザー
耶馬溪	耶馬溪料飲業組合
山国	宅配・介護のあいあい、イート トゥゲザー

（配達業者については令和7年6月現在）

<開始までの流れ>

1. 市介護長寿課または地域包括支援センターにお電話にてお申し出ください。
2. 地域包括支援センター等が対象者と日程調整のうえ、自宅訪問し、どのような生活をしているか聞き取り調査（アセスメント）を行い、さらに申請書の作成も支援します。
3. 市が審査を行い、安否確認および栄養改善が必要と判断すれば、利用決定通知書を郵送します。利用決定通書にて、配食の開始日や負担金額をお知らせします。

<注意事項>

◆安否確認と緊急連絡先について

この事業で行う安否確認とは、「弁当配達時に手渡しができなかった場合に配達業者が緊急連絡先に報告する」というものです。

緊急連絡先になった方は、日中の対応が可能な電話番号を登録させてもらいますので、安否確認できない報告が来た時には、速やかに利用者宅へ出向いてください。

鍵がかかった室内で倒れていて救急搬送されるケースも多々あります。緊急連絡先に繋がらない場合は、警察介入になるかもしれません。

緊急連絡先の対応が、救命に繋がりますので、その重要性をご理解いただきますようお願いいたします。

<各機関連絡先>

名称	担当地域	電話番号
地域包括支援センターいずみの園	今津・大幡・如水	62-9000
地域包括支援センター三光園	小楠・鶴居・三保・和田	53-9820
地域包括支援センター創生園	豊田・沖代	24-6015
地域包括支援センター村上	北部・南部	23-0833
地域包括支援センター社協	三光・本耶馬溪 耶馬溪・山国	26-4040
介護長寿課 介護予防係	中津市全域	62-9805

※地域包括支援センターには、「高齢者相談支援センター」の愛称もあります。

<中津市ホームページ>

配食関係の資料を掲載しています。

【URL】

<https://www.city-nakatsu.jp/doc/2024030100071/>

【QRコード】

